

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定空家等の所有者等への命令
根拠条例・規則等名		空家等対策の推進に関する特別措置法
条 項		第 2 2 条 第 3 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境総務課 (電話:048-829-1325)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。)
	設定等年月日	年 月 日設定 令和6年3月22日最終改正
備 考		